

坂東市情報セキュリティポリシー
情報セキュリティ基本方針

令和8年3月

目 次

第 1 章	目的	1
第 2 章	情報セキュリティポリシーの位置付け	1
第 3 章	適用範囲	1
第 4 章	適用対象者とその責務	1
第 5 章	情報セキュリティポリシーの体系	2
第 6 章	情報セキュリティ対策の体制	3
第 7 章	情報資産の管理及び分類	3
第 8 章	情報資産への脅威	3
第 9 章	情報セキュリティ対策	3
第 10 章	情報セキュリティ教育	3
第 11 章	緊急時の対応	3
第 12 章	関連法令の遵守	4
第 13 章	罰則	4
第 14 章	監査及び自己点検	4
第 15 章	評価及び見直し	4
第 16 章	改定	4
附則		4

第1章 目的

坂東市においては、情報技術の高度利用による住民サービスの向上と行政事務の効率化を目指し、様々な情報施策を計画しているところである。

情報システムのネットワーク化やインターネットの利用は、情報の共有による利便性を向上する反面、盗聴、侵入、破壊、改ざん等のセキュリティ上の脅威にさらされる危険性を増大させている。

情報システムのセキュリティを確保し、これらの脅威から個人情報や行政運営上の情報等を保護することは、重要な行政課題である。

坂東市では、健全な事務事業の遂行により行政運営を高度化していくための施策の一つとして情報セキュリティポリシーを策定し、これをすべての職員に周知徹底させ、日々の業務において情報を有効かつ安全に活用するとともに、そのセキュリティの確保に努めることを目的とする。

第2章 情報セキュリティポリシーの位置付け

情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）と情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）から構成される情報セキュリティポリシーは、坂東市が管理する情報資産に関する情報セキュリティ対策の原理、原則を定めるものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

第3章 適用範囲

（1）行政機関の範囲

基本方針が適用される行政機関は、市長、内部部局、行政委員会、議会、議会事務局及び地方公営企業とする。

（2）情報資産の範囲

基本方針が適用される情報資産は、市の保有する全ての情報資産とする。

第4章 適用対象者とその責務

情報セキュリティポリシーの適用対象者は情報資産を利用する全ての職員（臨時職員及び非常勤職員含む。以下「職員等」という。）であり、基本方針の定める事項を理解し遵守する

とともに、セキュリティ事件、事故を発見した場合は、速やかに情報化推進本部に報告する責務を負う。

第5章 情報セキュリティポリシーの体系

坂東市情報セキュリティの体系は以下のとおりとする。

(1) 情報セキュリティ基本方針

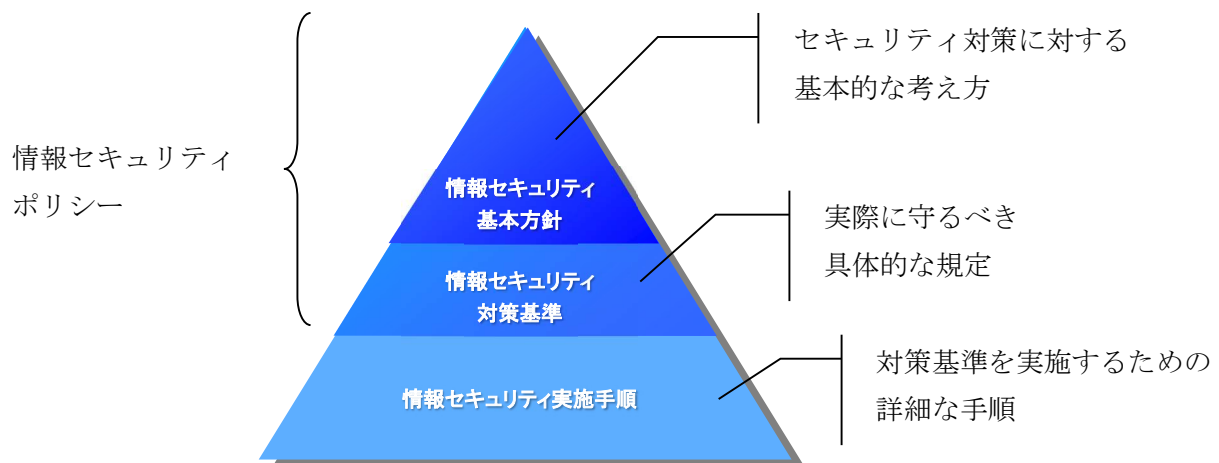
情報セキュリティポリシー体系の最上位に位置し、坂東市における情報セキュリティ管理、運用の基本的な方針を定める。

(2) 情報セキュリティ対策基準

基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するにあたって、準拠すべき管理策を定める。

(3) 情報セキュリティ実施手順

対策基準で定める管理策に基づき、情報セキュリティ管理、運用に関する具体的な内容、方式、手続き、様式等を定める。



なお、対策基準および情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）は、公にすることにより坂東市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれのある情報資産であることから、非公開の扱いとする。

第6章 情報セキュリティ対策の体制

坂東市情報セキュリティ管理、運用の維持改善を推進することを目的として、組織及び体制を確立するものとする。

第7章 情報資産の管理及び分類

情報資産については、情報の機密性、完全性、可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

第8章 情報資産への脅威

情報セキュリティ対策を講ずる上で、情報資産に対する脅威の発生度合いや発生した場合の影響を考慮するものとする。なお、IT技術の発展速度は極めて速いため、環境の変化や新たな脅威について、継続的な情報収集をしなければならない。

第9章 情報セキュリティ対策

坂東市の情報資産を基本方針第8章で記述した脅威から保護するため、セキュリティ対策を講ずるとともに、環境の変化や新たな脅威に対応するため継続的に見直しを行うものとする。

第10章 情報セキュリティ教育

基本方針、対策基準及び実施手順、その他の関連法令の周知とその遵守を確実にするために職員等の権限や責任に応じた教育を実施する。

第11章 緊急時の対応

災害、障害及び情報セキュリティに関する緊急事態の発生時に備え、被害拡大の防止及び早期に業務の復旧を図るための対策を策定する。

第12章 関連法令の遵守

職員等は、情報セキュリティポリシーのみならず、関連する法律、条例等についてもこれを遵守しなければならない。

第13章 罰則

基本方針、対策基準及び実施手順、その他の関連法令に違反した場合は、地方公務員法に基づき、当該違反により生じた結果の重大性及び当該違反の悪質性等の状況に応じて、懲戒処分等の対象とする場合がある。

第14章 監査及び自己点検

基本方針、対策基準及び実施手順が遵守されていることを確認するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ実施状況を監査及び自己点検をする。

第15章 評価及び見直し

情報セキュリティ実施状況の監査及び自己点検の結果等から、情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報システムの変更、新たな脅威等、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、基本方針、対策基準及び実施手順の見直しを定期的又は必要に応じて実施する。

第16章 改定

基本方針第15章で記述した評価及び見直しにより、変更の必要が生じた場合は、情報化推進本部で最高情報セキュリティ責任者の承認を得て、その内容を全ての適用対象者に通知しなければならない。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和8年4月から施行する。

(施行期日)

この基本方針は、令和8年4月から施行する。